

令和6年松戸市議会3月定例会の提出予定議案

定例会に提出予定の議案につきましては 50件になります。

1	専決処分の報告及び承認について	1件	
2	予算関係	「令和6年度予算について」	12件
		「令和5年度補正予算について」	10件
3	条例関係	「条例の制定について」	2件
		「条例の一部改正について」	21件
		「条例の廃止について」	1件
4	その他	「訴えの提起について」	1件
		「人事案件について」	2件

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部総務課 ☎047-366-7305

FAX 047-363-3200 ✉mcsoumu@city.matsudo.chiba.jp

令和6年松戸市議会3月定例会提出予定議案一覧

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
1	議案第53号	専決処分の報告及び承認について (令和5年度松戸市一般会計補正予算(第7回))	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
2	議案第54号	令和5年度松戸市一般会計補正予算(第8回)	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
3	議案第55号	令和5年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算 (第2回)	国 保 年 金 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 7
4	議案第56号	令和5年度松戸市松戸競輪特別会計補正予算 (第2回)	公 営 競 技 事 務 所 ☎ 3 6 5 - 8 8 6 6
5	議案第57号	令和5年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計補 正予算(第1回)	消 費 生 活 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 2 9
6	議案第58号	令和5年度松戸市介護保険特別会計補正予算 (第2回)	介 護 保 険 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 0
7	議案第59号	令和5年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1回)	国 保 年 金 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 4 2
8	議案第60号	令和5年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地 区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1回)	街 づ く り 課 区 画 整 理 担 当 室 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 5
9	議案第61号	令和5年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別 会計補正予算(第1回)	松戸駅周辺整備振興課 ☎ 3 6 6 - 7 0 8 6
10	議案第62号	令和5年度松戸市病院事業会計補正予算(第2回)	病 院 政 策 課 ☎ 7 1 2 - 2 6 0 5
11	議案第63号	令和5年度松戸市下水道事業会計補正予算 (第2回)	下 水 道 経 営 課 ☎ 7 1 0 - 3 0 8 2

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
12	議案第64号	令和6年度松戸市一般会計予算	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
13	議案第65号	令和6年度松戸市国民健康保険特別会計予算	国 保 年 金 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 7
14	議案第66号	令和6年度松戸市松戸競輪特別会計予算	公 営 競 技 事 務 所 ☎ 3 6 5 - 8 8 6 6
15	議案第67号	令和6年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計予算	消 費 生 活 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 2 9
16	議案第68号	令和6年度松戸市駐車場事業特別会計予算	街 づ く り 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 6
17	議案第69号	令和6年度松戸市介護保険特別会計予算	介 護 保 険 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 0
18	議案第70号	令和6年度松戸市後期高齢者医療特別会計予算	国 保 年 金 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 4 2
19	議案第71号	令和6年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計予算	街 づ く り 課 区 画 整 理 担 当 室 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 5
20	議案第72号	令和6年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計予算	松戸駅周辺整備振興課 ☎ 3 6 6 - 7 0 8 6
21	議案第73号	令和6年度松戸市水道事業会計予算	水) 総 務 課 ☎ 3 0 9 - 4 0 0 7
22	議案第74号	令和6年度松戸市病院事業会計予算	病 院 政 策 課 ☎ 7 1 2 - 2 6 0 5

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
23	議案第75号	令和6年度松戸市下水道事業会計予算	下水道経営課 ☎710-3082
24	議案第76号	松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	情報政策課 ☎366-7399
25	議案第77号	松戸市犯罪被害者等支援条例の制定について	市民安全課 ☎366-7285
26	議案第78号	松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	行政経営課 ☎366-7311
27	議案第79号	松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事課 ☎366-7306
28	議案第80号	松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事課 ☎366-7306
29	議案第81号	松戸市高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定について	介護保険課 ☎366-7370
30	議案第82号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（建築許可等申請手数料等関係）	建築審査課 ☎366-6800
31	議案第83号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（危険物貯蔵所設置許可申請手数料関係）	予防課 ☎363-1114
32	議案第84号	松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	社会教育課 ☎367-7813
33	議案第85号	松戸市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について	福祉政策課 地域福祉担当室 ☎366-3019

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
34	議案第86号	松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	保 育 課 保 育 運 営 担 当 室 ☎ 3 6 6 - 7 3 5 1
35	議案第87号	松戸市災害弔慰金支給条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 安 全 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 4 1
36	議案第88号	松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子 育 て 支 援 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 4 7
37	議案第89号	松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	子 ども わ か も の 課 ☎ 3 6 6 - 7 4 6 4
38	議案第90号	松戸市老人福祉施設等整備事業者選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について	介 護 保 険 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 0
39	議案第91号	松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	国 保 年 金 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 7
40	議案第92号	松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	介 護 保 険 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 0
41	議案第93号	松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	介 護 保 険 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 0
42	議案第94号	松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	住 宅 政 策 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 6 6
43	議案第95号	松戸市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	住 宅 政 策 課 空 家 活 用 推 進 室 ☎ 3 6 6 - 7 3 6 6
44	議案第96号	松戸市地域公共交通活性化協議会条例の制定について	交 通 政 策 課 ☎ 7 0 4 - 3 9 9 6

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
45	議案第97号	松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	消 防 総 務 課 ☎ 3 6 3 - 1 1 1 6
46	議案第98号	松戸市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	水) 総 務 課 ☎ 3 0 9 - 4 0 0 7 下 水 道 経 営 課 ☎ 7 1 0 - 3 0 8 2 病 院 政 策 課 ☎ 7 1 2 - 2 6 0 5
47	議案第99号	松戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	工 務 課 ☎ 3 0 9 - 4 0 0 8
48	議案第100号	訴えの提起について	国 保 年 金 課 ☎ 3 6 6 - 7 2 9 3
49	議案第101号	人権擁護委員候補者の推薦について (森 めぐみ)	行 政 経 営 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 1 1
50	議案第102号	人権擁護委員候補者の推薦について (藪田 京子)	行 政 経 営 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 1 1

令和6年松戸市議会3月定例会予定と主な内容

期日	会議予定時刻	会議予定	主な内容
2月 22日(木)	午前10時	招集日・本会議	施政方針説明 議案提案理由説明
26日(月)	午前10時	各常任委員会	先議議案の審査
29日(木)	午前10時	本会議	先議議案採決
3月 1日(金)	午前10時	本会議	一般質問
4日(月)	午前10時		一般質問・議案質疑
5日(火)	午前10時		
7日(木)	午前10時	総務財務常任委員会	議案等の審査
8日(金)	午前10時	健康福祉常任委員会	
11日(月)	午前10時	教育環境常任委員会	
12日(火)	午前10時	建設経済常任委員会	
14日(木)	午前10時	予算審査特別委員会	予算の審査
18日(月)	午前10時		
19日(火)	午前10時		
21日(木)	午前10時		
25日(月)	午前10時	本会議	議案等の採決

松戸市犯罪被害者等支援条例（案）の提出

市民の誰もが予期せぬ犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となる可能性があることから、本市におきましても、犯罪被害者等に寄り添った施策を講じていくため、4月1日「松戸市犯罪被害者等支援条例（案）」を令和6年松戸市議会3月定例会へ議案提出いたします。

●背景

市民の誰もが予期せぬ犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となる可能性があります。

犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等は、犯罪そのものによる直接的な被害をはじめ、精神的にも、経済的にも困難に直面することが多く、十分な支援を受けられず、社会において孤立することも少なくない状況です。

そういった犯罪被害者等が、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするものです。

●目的

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する基本事項を定め、犯罪等の被害に遭われた方の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図ることにより、市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

●施行予定日

令和6年4月1日

●条例案

別紙資料

●支援概要

犯罪被害者等に対し支援金を支給するなど、犯罪被害者等の権利利益の保護や被害の軽減及び回復を図ります。

- ・ 犯罪被害者等に対し支援金を支給
遺族支援金 30 万円、重傷病支援金 10 万円、性犯罪被害支援金 10 万円
- ・ 日常生活支援を支給
 - ①家事等費用：1 時間 4,000 円を上限 最大 93 時間
 - ②一時保育費用：1 回 3,000 円を上限 最大 20 回
 - ③一時預かり費用：1 回 3,600 円を上限 最大 20 回
 - ④配食サービス費用：1 回 1,000 円を上限 最大 30 回
 - ⑤転居等費用：1 回 20 万円を上限
 - ⑥家事保育等支援金：(①～④の上記サービスを他者から受けない場合)
1 回 5 万円
- ・ 裁判手続きに係る旅費等 上限 5 万円
- ・ 無料法律相談など

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5

松戸市市民部市民安全課 ☎047-366-7285

FAX 047-366-7615 ✉ mcanzen@city.matsudo.chiba.jp

松戸市犯罪被害者等支援条例の制定について

松戸市犯罪被害者等支援条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する基本事項を定め、犯罪等の被害に遭われた方の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図ることにより、市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため。

松戸市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者又はその関係者から、犯罪等により再び受ける被害をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道関係者による過度な取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 市民等 市内に居住、通勤又は通学をしている者及び市内において活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 関係機関等 国、千葉県、警察、公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を書したり、再被害及び二次的被害を生じさせたりすることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等各々が自分らしい日常生活又は社会生活を営めるよう、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。
- 5 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、関係機関等との適正な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めなければならない。

2 市民等は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時避難先の確保、防犯に係る指導及び助言並びに犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な措置を行うものとする。

(日常生活等の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。

(2) 犯罪等の被害により、家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活を営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。

(3) 犯罪等の被害により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図り、又は再被害及び二次的被害を防止するため、市営住宅への入居における特別な配慮及び転居等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

(4) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと。

(法律相談支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害（再被害及び二次的被害を含む。以下同じ。）に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(裁判手続に係る旅費等の支給)

第11条 市は、犯罪被害者等が、当該犯罪等の被害に係る刑事訴訟及び民事訴訟に関する手続に適切に関与できるように、その旅費等に対して必要な支援を行うものとする。

(総合的支援体制の整備)

第12条 市は、関係機関等と連携協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

(市民等及び事業者の理解促進)

第13条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穩に対する配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、広報及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成のための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第15条 市は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者に対して、その活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見等の反映)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。